

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号)

改正

平成一九年三月二八日条例第二七号

平成一九年一月二七日条例第四二号

平成二年五月二九日条例第四号

平成二年一月二十五日条例第六号

平成二年二月一七日条例第一号

平成二年一月一六日条例第七号

平成二三年一一月二二日条例第四号

平成二四年一一月一九日条例第四号

平成二六年二月二一日条例第六号

平成二七年二月二〇日条例第二号

平成二八年二月一九日条例第八号

平成二八年三月一六日条例第一〇号

平成二八年一一月二二日条例第一二号

平成二九年二月二八日条例第四号

平成三十年二月二二日条例第一号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第二条 給料は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。）第七条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第三条 給料表は、別表第一に定める行政職給料表とする。  
2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第二十五条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。  
3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第二に定める級別基準職務表のとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等)

第四条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移つた場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、規則で定める日以前一年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 5 前項の規定により職員（次項の職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を四号給（職務の級が七級以上であるものにあつては、三号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 五十五歳を超える職員の第四項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の影響を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行なうことができない。  
8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならぬ。

9 第四項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。  
10 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第五条 法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第十項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第六条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の一日から末日までとし、その支給日は、規則で定める。

第七条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。  
3 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第三条第一項、第四条又は第五条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(管理職手当)

第八条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。

2 管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の百分の一十五を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(扶養手当)

第九条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 六十歳以上の父母及び祖父母

五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの（以下「行政職八級職員」という。）にあっては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十一条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、

その職員は、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具备するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものある行政職八級職員が行政職八級職員以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものある職員で行政職八級職員以外のものが行政職八級職員となつた場合

五 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもの（うち特定期間にある子となつた場合）

（住居手当）

第十一条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除き、再任用職員にあっては、第十三条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。）

二 第十三条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員（再任用職員を除く。）で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらとのとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額二万三千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千円を控除した額

ロ 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円）を一万千円に加算した額

二 前項第一号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。（通勤手当）

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

## 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が七万円を超えるときは、支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額から七万円を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を七万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が一以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額から七万円を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で

定める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ 四輪の自動車を使用する職員以外の職員 自動車等の使用距離が片道五キロメートル未満である職員にあつては二千円、自動車等の使用距離が片道五キロメートル以上である職員にあつては二万二千五百円の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき規則で定める額を二千円に加算した額

ロ 四輪の自動車を使用する職員 自動車等の使用距離が片道四キロメートル以上である職員にあつては四万四千円の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき規則で定める額を二千円に加算した額

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額から七万円を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により普通地方公共団体から広域連合に派遣されたこと（以下「派遣」という。）により、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該派遣の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、運賃等相当額に規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額を加算した額を運賃等相当額とみなして前項の規定により算出した額とする。

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める

職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当に関し必要な事項は、規則で定める。

#### （単身赴任手当）

第十三条 派遣されたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該派遣の直前の住居から広域連合に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から広域連合に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、三万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

- 3 第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### （給料の減額）

第十四条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第七条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第九条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その他勤務しないことにつき広域連合長の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給料を支給する。

（時間外勤務手当）

第十五条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対し、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給料額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されるととなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一

時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給料額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第七条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

#### （休日勤務手当）

第十六条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給料額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

#### （管理職員特別勤務手当）

第十七条 第八条第一項に規定する職にある職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務

手当を支給する。

一 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務した場合

二 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる場合 同号の勤務一回につき一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）
- 二 前項第二号に掲げる場合 同号の勤務一回につき六千円を超えない範囲内において規則で定める額
- 三 前二項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。  
（勤務一時間当たりの給料額）

第十八条 第十五条及び第十六条に規定する勤務一時間当たりの給料額は、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（寒冷地手当）

第十九条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において現在勤務する職員（規則で定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族（第九条に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第十三条第一項又は第三項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして広域連合長が定めるものを除く。）にあっては一万七千八百円、その他の世帯主である職員にあっては一万二百円とし、その他の職員にあっては七千三百六十円とする。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、同項の規定による額を超えない範囲内で、規則で定める額とする。

4 前二項に規定するものほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関する事項は、広域連合長が定める。

(期末手当)

第二十条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十二条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第二十二条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十六条第六項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分

の百三十二・五」とあるのは「百分の七十五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 給料表の職務の級が三級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合

を乗じて得た額を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかるらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十九条第一項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第二十二条 広域連合長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査

法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 広域連合長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4　前項の規定は、広域連合長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5　広域連合長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

#### （勤勉手当）

第二十三条　勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）につい

ても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広域連合長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、広域連合長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると広域連合長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の八十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額とする。

4 第二十条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十一条中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十三条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。  
(特定の職員についての適用除外)

第二十四条 第十五条及び第十六条の規定は、第八条に規定する職にある職員には適用しない。

2 第九条、第十条及び第十九条の規定は、再任用職員には適用しない。  
(臨時及び非常勤の職員の給与)

第二十五条 臨時の職員及び非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、他の一般職の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で広域連合長が定める。  
(休職者の給与)

第二十六条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、別に法律に定めがあるものを除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれの百分の八十を支給することができる。

4 職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十を支給する。

5 法第二十八条第二項の規定により、休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前四項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第二項又は第三項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に第二十条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、第二十条第一項に規定する規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。この場合において、第二十一条中「前条第一項」とあるのは、「第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

8 職員が青森県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第七号）第二条第二号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合により、給料、扶養手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当を支給することができる。

一 その原因である災害が公務上の災害と認められる場合 百分の百以内

二 前号以外の場合 百分の七十以内

(復職時等における号給の調整)

第二十七条 休職又は休暇のため勤務しなかつた職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において規則の定めるところによりその者の号給を調整することができる。

(給与からの控除)

第二十八条 法第二十五条第二項の規定に基づき職員の給与から控除できるものは、広域連合長が別に定める。

(給与の口座振替)

第二十九条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(市町村から派遣された職員の給与)

第三十条 この条例の規定にかかるらず、市町村から派遣された職員の、給料、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当は、派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する。

(委任)

第三十一条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(派遣職員の職務の級及び号給)

2 地方自治法第二百五十二条の十七の規定により普通地方公共団体から広域連合に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）で、派遣前日において派遣元の規定による給料表の適用を受けていた職員の職務の級、号級又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、広域連合長が別に定める。

（派遣職員の給料の取扱い）

- 3 派遣元において、平成十八年四月一日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けていた職員で、その者の受ける給料が平成十八年四月一日の前日において受けっていた給料月額（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年青森県後期高齢者医療広域連合条例第六号。第一号において「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間、給料のほか、その差額に相当する額から当該差額の二分の一の額（その額が一万円を超える場合にあつては、一万円）を減じた額を給料として支給する。
- 一 平成二十一年改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員 百分の九十九・一
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の九十九・三四
- 4 前項の規定による給料の額が青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年青森県後期高齢者医療広域連合条例第号）附則第二項から第四項までの規定による給料の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。
- （派遣職員の期末手当の取扱い）
- 5 派遣職員については、当該派遣前の職員であつた期間を広域連合の職員であつた期間とみなし、第二十一条の規定を適用する。
- （派遣職員の勤勉手当の取扱い）
- 6 派遣職員については、当該派遣前の職員であつた期間とみなし、第一十二条の規定を適用する。
- （平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）
- 7 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十条第二項及び第三項並びに第二十三条第二項の規定の

適用については、第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、第二十三条第二項第一号中「百分の七十二・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」とする。

附 則（平成一九年条例第二七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（規則への委任）

2 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成一九年条例第四二号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に關する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

2 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の職員の給与に關する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、広域連合長の定めるところによる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

3 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整

を行うことができる。

(給与の内扱)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(規則への委任)

- 5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成二一年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年条例第六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(平成二十一年十一月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第二十条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二号）第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十六条第一項から第三項まで、第六項若しくは第八項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成二十一年四月一日（同月一日から同年十二月一日（以下「施行日」という。）までの間に職員（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第二十六条に規定する職員を除く。

以下同じ。)以外の者又は職員であつて行政職給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(給与条例第十三条第二項に規定する規則で定める額を除く。)の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、八(平成二十一年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、八から当該期間を考慮して規則で定める数を減じた数)を乗じて得た額

職務の級	号給
一級	一号給から五十六号給まで
二級	一号給から二十四号給まで
三級	一号給から八号給まで

二 平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額  
(規則への委任)

前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成二十二年条例第一号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年条例第七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第二十条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二号）第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十六条第一項から第三項まで、第六項若しくは第八項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月一日から同年十二月一日（以下「施行日」という。）までの間に職員（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第二十六条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であつて行政職給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第十三条第二項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に百分の〇・一三を乗じて得た額に、八（平成二十二年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、八から当該期間を考慮して規則で定める数を減じた数）を乗じて得た額

職務の級	号給
一級	一号給から九十三号給まで
二級	一号給から六十四号給まで
三級	一号給から四十八号給まで
四級	一号給から三十二号給まで
五級	一号給から二十四号給まで
六級	一号給から十六号給まで
	一号給から四号給まで

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・一三を乗じて得た額

（規則への委任）

前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成二三年条例第四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年十二月一日から施行する。

（平成二十三年十一月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成二十三年十一月に支給する期末手当の額は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第二十条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合

条例第十二号）第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十六条第一項から第三項まで、第六項若しくは第八項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員（給与条例第二十五条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であつて行政職給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（附則第三項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第十三条第二項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に百分の〇・四を乗じて得た額に、八（同月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、八から当該期間を考慮して規則で定める数を減じた数）を乗じて得た額

職務の級	号給
一級	一号給から九十三号給まで
二級	一号給から七十六号給まで
三級	一号給から六十号給まで
四級	一号給から四十四号給まで
五級	一号給から三十六号給まで
六級	一号給から二十八号給まで
七級	一号給から十六号給まで
八級	一号給から四号給まで

二 平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・四を乗じて得た額

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成二四年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第六号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（給与の内払い）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成二七年条例第二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

5 前三項の規定による給料の額が青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例附則第三項の規定による給料の額を超えない場合には、前三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

(規則への委任)

6 前四項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成二八年条例第八号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。  
(経過措置)

3 第二条の規定の施行の日に、第一条の規定による改正後の給与条例第四条第四項に規定する昇給が行われる場合について

は、なお従前の例による。

4 施行日後一年間において行われる第二条の規定による改正後の給与条例第四条第四項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

5 第二条の規定による改正後の給与条例第二十二条第二項（第二条の規定による改正後の給与条例第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、第二条の規定の施行日以後に一時差止処分（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第二十二条第二項に規定する一時差止処分をいう。以下同じ。）を受ける者について適用し、施行日前に一時差止処分を受けた者については、なお従前の例による。

6 第二条の規定の施行日から起算して二年間は、第二条の規定による改正後の給与条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（給与の内払）

7 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号）附則第二項から第四項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第一条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。（規則への委任）

8 前五項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成二十八年条例第一〇号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第一二号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）

の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前五項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成二九年条例第四号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(平成三十一年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第十条第三項第三号及び第四号の規定は適用せず、改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの（以下「行政職八級職員」という。）にあっては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項中「一 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があ

る場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）とあるのは

- 「一 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
- 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）」

と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第五号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後給与条例第十条第三項第三号及び第四号の規定は適用せず、改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの（以下「行政職八級職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第五号」とする。

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成三〇年条例第一号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払い）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	

再任 用職 員以 外の 職員	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			

94		294,400	342,200	381,100					
95		294,800	342,700	381,500					
96		295,200	343,100	381,900					
97		295,400	343,200	382,200					
98		295,700	343,700	382,700					
99		296,100	344,100	383,100					
100		296,500	344,400	383,500					
101		296,700	344,700	383,800					
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任 用職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

別表第二（第三条関係）

級別基準職務表

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
								特に困難な業務を所掌する事務局長の職務